

化学肥料の2割削減に向けた

取り組みを支援します(第1期)

- ◆国は、令和5年度、肥料価格高騰対策事業の一環として、化学肥料2割削減に向けた取り組みメニューの定着に向け、各市町村単位の取組を支援する「化学肥料低減定着事業」を実施します。
- ◆本町での第1期公募における取組内容については次のとおりです。
 - 取組メニュー：土壤診断の推進支援**
土壤診断を行う事業者が、土壤診断を希望する農業者と契約を締結した場合、又は、農協がサービス提供事業者と契約を締結した場合、事業者及び農協に対して契約料金の一部を支援します。
(土壤診断に要した金額の1/2以内の支援金を給付します。)
 - 対象期間：道協議会への実績報告期限の関係から、令和5年6月1日から令和5年12月末日までに申請を行った土壤診断を対象とさせていただきます。
- ◆第1期公募における支援金の交付上限額は、500万円です。
- ◆国等の補助事業の対象となっている土壤診断については、対象外となります。
- ◆農業者への支援金は、土壤診断を実施したサービス提供事業者や農協が芽室町農業再生協議会（事務局：町農林課農業振興係）に対し、それぞれ土壤診断を実施した農業者分の申請を行い、決定後に農業者に支援金が振り込まれます。
(個人申請ではありません。)
- ◆令和5年度中に実施した土壤診断が支援金の対象となるかどうかは、土壤診断を実施したサービス提供事業者や農協にお問い合わせください。

※当協議会では、第3期～第5期公募において、「国内資源活用肥料の利用拡大支援」及び「堆肥の利用拡大支援」で応募しています。
道の協議会から承認され次第、農業者の皆様にお知らせいたします。

【本事業に関するお問い合わせ先】 芽室町農業再生協議会

事務局：芽室町役場農林課農業振興係

Tel 62-9725 Fax 62-3757 e-mail n-nougyou@memuro.net